平成２１年（フ）第１８９号
広島県尾道市福地町７番45－３－102号
債務者　安本　　豊
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第４１号
徳島県阿南市長生町松道46番地３
債務者　中村　文代
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第４２号
徳島県阿南市那賀川町芳崎270、住民票上の住所徳島県阿南市福井町吉谷52番地１
債務者　表原　一仁
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第１２９７号
北九州市小倉南区大字新道寺640番地１
債務者　稲富　正春
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第５６号
熊本県上天草市松島町合津4159番地２
債務者　松尾さや香（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第５８号
熊本県天草市本渡町本渡1974番地
債務者　若杉　博幸
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第７２６号
大分市大字下郡726番地の１　ベルメゾンＥＴＯ103
債務者　河野　友徳
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５３７号
宮崎市松山１丁目８番42号　ベルヴィーユ松山501号
債務者　田畑　真理
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５６４号
宮崎市大字島之内9213番地145
債務者　服部　里恵
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２４９号
宮崎県都城市鷹尾５丁目７街区１号　北鷹尾団地４－５－42、前住所宮崎県都城市蓑原町2344番地５
債務者　俵迫　サエ
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第６２号
沖縄県国頭郡大宜味村字白浜120番地
債務者　平良まり子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第６３号
沖縄県国頭郡国頭村字浜188番地
債務者　仲原　真治
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第６４号
沖縄県名護市字運天原801番地
債務者　池田　重夫
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第６５号
沖縄県名護市字運天原801番地
債務者　池田まさみ
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第１３４号
三重県名張市つつじが丘北10番町２番地
債務者　間浦　義光
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第３９５号
兵庫県明石市大久保町西島184－１リベール明石江井ヶ島Ｉ612号
債務者　伊澤　寿恵
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４０８号
神戸市西区水谷１丁目８－16－109
債務者　岡本　誠也
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４１８号
兵庫県明石市大久保町西島328－１－205
債務者　坂井奈津子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係